第二十八条の九第二十二項中「（次項において「確定申告書」という。）」を削り、同条第二十三項を削り、同条第二十四項を同条第二十三項とする。

第三条のうち租税特別措置法施行令第三十条第三項の改正規定中同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

第三条中租税特別措置法施行令第三十二条の二の改正規定の次に次のように加える。

第三十二条の三第一項第一号中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。次号において同じ。）」を削り、「同号」を「次号」に改める。

第三条のうち租税特別措置法施行令第三十三条の四に一項を加える改正規定のうち同条第六項中「（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額」を「に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額」に改め、「十年内事業年度に係る」を削る。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第三十六条第八項を同条第六項とし、同項の次に二項を加える改正規定中同条第八項を削り、同改正規定のうち、同条第七項第一号イ中「（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同項第三号ロ中「（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同改正規定中同項を同条第八項とし、同項の前に次のように加える。

７　法第六十条第四項第一号に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額は、通算法人が法人税法第六十四条の五の規定を適用する場合における通算前所得金額（同条第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この条において同じ。）及び通算前欠損金額（同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第三十六条第十一項を同条第十八項とする改正規定中「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同条第十項を同条第十七項とする改正規定中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同条第九項を同条第十六項とし、同項の前に七項を加える改正規定中「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「七項を」を「八項を」に改め、同改正規定のうち同条第十五項中「第七項」を「第八項」に、「第九項、第十一項」を「第十項、第十二項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「の他の事業年度若しくは同項第三号イの他の事業年度、第九項第一号ロの他の事業年度若しくは同項第三号ロ」を「若しくは第三号イ若しくは第十項第一号ロ若しくは第三号ロ」に、「第九項第一号ロ若しくは」を「第十項第一号ロ若しくは」に、「第十一項の」を「第十二項の」に改め、同改正規定中同項を同条第十六項とし、同改正規定のうち同条第十四項中「第七項第一号イ」を「第七項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、第八項第一号イ」に改め、「通算前欠損金額、」及び「並びに同号ロに規定する通算前所得金額」を削り、「第九項第一号ロ」を「第十項第一号ロ」に改め、「第六十一条第一項及び第五項」の下に「、第六十一条の二第一項」を加え、同改正規定中同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同改正規定のうち同条第十二項中「の同項に規定する適用事業年度の」を「が法人税法第六十四条の五の規定を適用する場合における」に改め、同改正規定中同項を同条第十三項とし、同改正規定のうち同条第十一項中「第七項第三号イ」を「第八項第三号イ」に、「第九項第三号ロ」を「第十項第三号ロ」に改め、同改正規定中同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同項の前に次のように加える。

９　法第六十条第四項第一号に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特定対象事業年度の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一　他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

二　当該通算法人の当該特定対象事業年度の通算前所得金額

三　他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

第三条のうち、租税特別措置法施行令第三十七条第二項の改正規定中「、「（第四項」を「（次項」に」を削り、同条第五項を同条第八項とする改正規定中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項の改正規定中「第三項又は第五項」を「第四項又は第六項」に、「第三項の」を「第四項の」に、「の他の事業年度若しくは同項第三号」を「若しくは第三号」に、「第五項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第七項とする改正規定中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二項の次に四項を加える改正規定中「四項を」を「五項を」に改め、同改正規定のうち同条第六項中「第三項第一号」を「第三項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに第四項第一号」に改め、「通算前欠損金額並びに」及び「並びに第四項に規定する通算前所得金額」を削り、「第六十一条第一項及び第五項」の下に「、第六十一条の二第一項」を加え、同改正規定中同項を同条第七項とし、同改正規定のうち同条第五項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同改正規定中同項を同条第六項とし、同改正規定のうち同条第四項中「（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。第二号及び第三号において同じ。）」を削り、同改正規定中同項を同条第五項とし、同改正規定のうち同条第三項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、「（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。次項第一号において同じ。）」を削り、同改正規定中同項を同条第四項とし、同項の前に次のように加える。

３　法第六十一条第三項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額は、通算法人が法人税法第六十四条の五の規定を適用する場合における通算前所得金額（同条第一項に規定する通算前所得金額をいう。第五項において「通算前所得金額」という。）及び通算前欠損金額（同条第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。次項第一号及び第五項第一号において「通算前欠損金額」という。）とする。

第三条中租税特別措置法施行令第三十七条の改正規定の次に次のように加える。

第三十七条の二第二項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

３　第三十三条の四第六項の規定は、法第六十一条の二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第三十三条の四第六項中「、法第五十七条の七第一項」とあるのは、「、法第六十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

第三条のうち租税特別措置法施行令第三十九条の四第六項、第三十九条の五第三十一項、第三十九条の六第四項及び第三十九条の六の二第七項の改正規定中「第三十九条の七第十二項の改正規定中「第三十九条の七第十項」を「第十四項及び第十七項」を「第三十九条の七第十三項を削る改正規定中「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「第十六項」を「第十四項」に改め、同条第十三項の改正規定中「同条第十四項」を「同条第十二項」に改め、同項第一号の改正規定中「第二十一項」を「第十九項」に、「第二十二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十三項とする改正規定中「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同条第十六項を同条第十五項とする改正規定中「同条第十四項」を「同条第十二項」に改め、同条第十六項を同条第十五項とする改正規定中「同条第十七項」を「同条第十五項」に、「第二十四項」を「第二十二項」に改め、同項第一号の改正規定中「第二十一項」を「第十九項」に、「第二十二項」を「第二十項」に、「第二十三項ただし書」を「第二十一項ただし書」に改め、同項を同条第十六項とする改正規定中「同条第十八項」を「同条第十六項」に改め、同項を同条第十七項とする改正規定中